

## 差押換請求書

### 記載要領

- 1 「差押換請求書」は、国税徴収法第50条第1項又は第51条第2項の規定に基づき、差押財産に質権等を有する第三者又は相続人が差押換えを請求する場合に使用してください。
- 2 「請求者」欄は、請求者が質権者等の第三者である場合には、住所及び氏名のみ記載してください。  
また、請求者が相続人（包括受遺者を含む。）で、かつ、法人である場合には、所在地及び名称のほか、法人番号を記載してください。
- 3 「滞納者 被相続人」欄については、いずれか不要の文字を抹消してください。  
なお、請求者が相続人である場合には、「住所（所在）」欄に被相続人の死亡時の住所又は居所を記載してください。
- 4 「解除を請求する財産」欄の「権利の内容」欄には、差押換えを請求する第三者が有する質権、抵当権等の権利の名称及びその他必要と認められる事項を記載してください。  
なお、請求者が相続人である場合には、この欄の記載は必要ありません。
- 5 「新たに差押えを請求する財産」欄の「価額」欄には、当該財産の見込時価及びその算出根拠を記載してください。